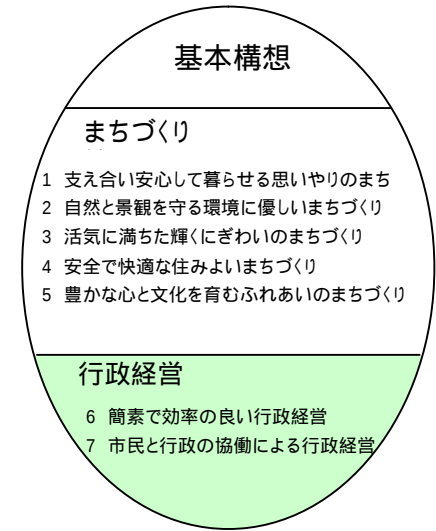


村上市総合計画(案) (H21～28)



行政改革大綱 (H21～28)

着実な実施

協働のまちづくりの実現に向け、確かな基盤づくりを進めます。
(行政改革推進委員会の答申を反映し、平成21年10月頃決定)

前期実施計画 (H21～24)

組織・職員改革

- ・ 組織機構改革
- ・ 職員定員改革
- ・ 職員勤務体制改革 【組織再編計画(案)】
- ・ 職員意識改革 【定員適正化計画】

財政改革

- ・ 財政指標等情報公表 【補助金等に関する基本指針】
- ・ 歳入改革 【補助金等交付基準】
- ・ 歳出改革 【補助金の今後の方針一覧表】

行政サービス改革

- ・ 窓口改革
- ・ 電子自治体化改革
- ・ 事務事業改革

施設改革

- ・ 施設利用活性化改革
- ・ 施設管理改革
- ・ 施設統廃合等改革 【施設見直し計画(案)】

市民協働のまちづくりの推進

- ・ 市民との協働によるまちづくりの推進
 - ・ 情報の共有化とまちづくりへの参加
 - ・ 市民、民間団体への支援
- 【市民協働のまちづくり指針(案)】

- ・ スリムな組織へ。部制 → 部署を減らし、横の連携がとれる課制に
- ・ 協働のまちづくり推進の課を新設 「自治振興課」
各支所には「自治振興室」を新設

- ・ 職員の削減
 - ・ 合併のスケールメリットを生かし、退職者補充は3割に
合併時(H20.4.1) 982人
↓
目標 (H25.4.1) 833人 (149人 15.2%)
- 人件費削減をまちづくり事業等で活用

- ・ 補助金の公平で有効な活用を
 - ・ 産業等の活性化を支援する制度
 - ・ 地域の活性化を支援する制度
 - ・ 旧市町村間でバラツキのある制度の一元化
- 創設

- ・ 公的施設の有効活用
 - ・ 管理・運営を民間団体や地域が担当(雇用の場を創設)
 - ・ 保育園(統合新設予定の園)を市民ニーズに対応できるよう運営に民間の力を(指定管理)
 - ・ 市の施設としてより当該地域の施設として運営した方が目的に合うものは地域へ移譲(集落集会施設)

- ・ 「協働のまちづくり指針」を定めて市民、地域、行政が協力してまちづくりを進めていきます。

検証・評価・見直し

後期実施計画 (H25～28)

市民協働のまちづくりの実現